

平成22年度都市農村交流連携促進事業(都市的地域型)企画提案募集要領

制定 平成22年4月10日

1 事業の目的

「都市農村交流連携促進事業(都市的地域型)」の実施に当たっては、「都市農村交流連携促進事業(都市的地域型)実施要領」によるほか、この要領に基づき実施するものとする。

2 企画提案の募集

社団法人兵庫みどり公社(以下「公社」という。)は生産者及び消費者団体、特定非営利活動促進法第2条第2項にいう特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の団体から楽農生活を推進することを目的に、都市地域内における生産者と住民の交流イベント等を実施するための具体的な活動企画案を募集し、事業目的に適う場合は、応募団体に対し助成を行う。

応募企画は、同一年度においては、一団体一企画に限り、あわせて同企画は、類似の公的助成を受けていないものとする。

3 助成の対象

対象となる助成経費は、以下に掲げる事項に要するものとし、採択決定後から平成22年2月15日までに実施可能なものとする。

ただし、事務所借上経費等の団体の活動を継続するために要する経費及び備品(企画終了後も継続して使用できる物品)は、助成対象経費から除くものとする。

(1) 交流イベントの企画等

都市的地域内における農地や農業に対する住民の理解促進のための農作業体験等の交流イベント等の企画・実施に要する経費。

(2) その他

(1)のほか、都市的地域内における農地や農業に対する住民の理解促進に資する企画・実施に要する経費。

4 応募の方法

応募団体は、企画応募書(別紙様式1)に必要事項を記載の上、公社あて提出する。

(1) 提出方法

郵送(書留)または持参とする。

(2) 提出部数

2部

(3) 提出先

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-17

社団法人 兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター 楽農交流課

電話：078-965-2651 FAX：078-965-2653

5 募集期間

平成22年4月30日（金）から5月28日（金）の午後5時までとする。ただし、郵送の場合は、当日の消印有効とする。

6 企画の選定

企画選定委員会において、応募のあった企画案の中から実施可能性、事業効果があると認められるもの5企画程度を選定する。

7 選定結果の通知

選定結果は応募者（団体）へ通知するとともに、応募のあった企画の概要を兵庫楽農生活センターのホームページに掲載する。

8 選定企画の実施及び完了報告

選定により企画を採択された団体は、応募した企画に基づき事業を実施する。事業が終了してから10日以内に、都市農村交流連携促進事業（都市的地域型）に係る助成金交付規則に基づき完了報告書を兵庫みどり公社へ提出すること。

9 助成金の支払い

公社は、完了報告書を受理し、内容を確認後、決定団体に対し速やかに助成金を支払う。

10 その他

- (1) 企画提案に関して提出された資料は、返却しないものとする。
- (2) 企画提案に係る経費は、応募者の負担とする。